

改正案	現行
<p>（道路の附属物）                      第三十四条の三 法第二条第二項第八号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）                      二 ベンチ又はその上屋で道路管理者が設けるもの                      三 五 （略）                      六 自転車駐車で道路上に、又は道路に接して道路管理者が設けるもの                      七 （略）</p> <p>（都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築等）                      第三十八条の二 法第九十五条の二第一項に規定する政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、突角の切取り、車道又は歩道の幅員の変更及び交通島、中央帯又は植樹帯の設置とする。</p> <p>2 道路管理者は、第三十四条の三第六号の自転車駐車場（道路上に設けるものに限る。）を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（道路の附属物）                      第三十四条の三 法第二条第二項第八号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）                      二 ベンチ又はその上屋で道路管理者の設けるもの                      三 五 （略）                      六 道路に接する自転車駐車で道路管理者の設けるもの                      七 （略）</p> <p>（都道府県公安委員会の意見をきかなければならない改築）                      第三十八条の二 法第九十五条の二第一項に規定する政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、突角の切取り、車道又は歩道の幅員の変更及び交通島、中央帯又は植樹帯の設置とする。</p>